○農林水産省告示第九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　保安林の所在場所　岡山県和気郡和気町丸山字蔭山二二〇の一から二二〇の四まで、二二二、字渡瀬二三〇、二三一の一、二三一の三、二三一の五から二三一の七まで、二三二の一、字下モ山三七六の一一一から三七六の一一三まで、四四四の一から四四四の七まで、四四五の一、四四五の四から四四五の一〇まで、四四六の一、四四六の五

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　岡山県赤磐市稲蒔字加作田一〇二一、一〇二五の六、一〇二八の一（次の図に示す部分に限る。）、備前市三石字柏木谷三二六の一、字蛇谷三二三三、三二三四、字柏木谷口三二四二

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字加作田一〇二一（次の図に示す部分に限る。）、一〇二五の六、一〇二八の一、字柏木谷三二六の一、字蛇谷三二三三、三二三四、字柏木谷口三二四二

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁並びに関係市役所及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岡山県高梁市宇治町遠原字奥谷ヒナ二五九〇、二五九一の三、字ヲク谷二五九四、字奥谷ヲンジ二五九五の一から二五九五の三まで、二五九六、新見市下熊谷字荒神奥二三二二、字家ノ上二三三三の一、二三三四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字奥谷ヒナ二五九〇・字奥谷ヲンジ二五九五の一・字荒神奥二三二二・字家ノ上二三三三の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　保安林の所在場所　岡山県赤磐市福田字西ノ山一〇〇四の一、一〇二九、一〇三〇の一、一〇三〇の三、一〇四〇の一、一〇四〇の五、一〇四〇の一二

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　岡山県和気郡和気町日笠下字大平一六一三の一、一六一三の八

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大平一六一三の一・一六一三の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁並びに赤磐市役所及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡十津川村大字五百瀬一四七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県庁及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県魚沼市吉原字丸山七七、七八、八七から九〇まで、九二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県長岡市西中野俣字中田一六四九の二、一六四九の四、一六五〇の一から一六五〇の三まで、一六五一の一、一六五一の二、一六五二の一、一六五二の二、一六五三、字東又四〇九〇の二、四〇九〇の四、四〇九三、四〇九四の二、四〇九五の一、四〇九五の二、四〇九六の一、四〇九六の二、四〇九七の一、四〇九七の二、四〇九八、四〇九九、